

第5回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年5月28日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 9番 黒木 謙志 委員 10番 菊池 勇夫 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、1番若杉伸児委員、4番田野敏広委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第5回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。9番黒木謙志委員、10番菊池勇夫委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年5月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図になります。受付番号 45 番と 46 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号は 45 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 82 歳の方です。申請地は、西郷田代字小川田、田 2 筆、899 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は WCS の作付けとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。申請地は 10 年程前に売買されていましたが、登記の名義変更をしていなかったため、今回の所有権移転の申請となりました。当時金銭の授受は行われております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 12,502 m²。家畜は、牛を 3 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>2 番、森田です。只今の事務局からの説明のとおりです。対価について確認したところ、両名合意により決定し 10 年前に取引をしたそうです。問題ないと思われるので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 45 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 45 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 46 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 46 番です。申請人の譲受人は、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方。譲渡人は、三重県の 46 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字楸、田 3 筆、1,840 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて、12,578 m²。家畜は、牛を 4 頭飼養してい</p>

ます。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。譲渡人は三重県在住で、当分こちらには帰ってこないということです。譲受人は、畜産とハウスでのきゅうり栽培を行っています。74 歳ですがまだまだ元気で、後継者もいることから引き受けてくれることになりました。何の問題もないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 46 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 46 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 47 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 47 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字尾戸、畑 1 筆、187 m²であります。申請の理由は、申請地は現況山林に隣接する土地で、竹の侵入等により現況が原野となってしまう管理困難なため、杉を植林したい（追認申請）となっております。転用後の用途は山林。転用の時期は、着手が令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までであります。11 ページが地籍集成図、12 ページが始末書、13 ページが植林計画図、14 ページが現況写真になります。本件については、周辺を山林に囲まれ、農業公共工事の対象となっていない小集団の農地であり、周辺農地も植林による転用が行われていることから、影響は無いと考えます。また始末書も提出されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤本委員	13番、藤本です。この地区は、昨年の秋から今年の春にかけて、山林への転用申請が多く出ており、尾戸地区の田畑には、ほぼすべてとっていいほど杉が植林されています。ゆくゆくは山になってしまうでしょう。今回の申請地も同じように杉が植林されております。追認ではありますが、ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号47番について質疑のある方は挙手をお願いします。
中田委員	いいですか。
議長	はい、どうぞ。
中田委員	5番、中田です。この尾戸地区は、耕作している土地はどれくらいあるのでしょうか。
藤本委員	尾戸地区の集落の中に、農家2戸で約4反の田を管理しています。それ以外はすべて植林がされています。そのため約4kmある用水路の管理をする人が少なくなり、管理が出来ないため植林するという状況になっています。残っている約4反の田も、ゆくゆくは山になってしまうのかという気がしています。出来るだけ米を作ってくださいと話していますが、実際収穫する場合、誰かに頼んで収穫してもらわなければならない、1件の為に尾戸地区に行くオペレーターにとっても手間がかかるため、米を作らないという状況が発生しています。以上です。
中田委員	いいですか。
議長	はい、どうぞ。
中田委員	5番、中田です。耕作している田の回りに杉を植えても問題ないのですか。
藤本委員	今の状況を見れば問題ないと思います。
中田委員	わかりました。
議長	申請人の年齢をみればまだ若いですが、地区を維持していくのが難しいとなれば、行政に相談は無かったのでしょうか。
事務局員	議長の質問にお答えします。申請の段階で相談はありませんでした。現地を確認しましたが、藤本委員の言ったとおり、長距離にわたる用水路の管理困難、か

つ圃場整備が行われておらず、土手が高く急峻な土地であるため、地区全体で話し合い取り組んだのではないかと思います。

議長

わかりました。
他に質疑はありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

15 ページをお開きください。議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 48 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

17 ページをお開きください。受付番号は 48 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 70 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字キショフノ原、田 3 筆、2,848 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 62,657 m²。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規になります。18 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。利用権を設定する者が、体力的に耕作することが厳しいと思っていたところに、利用権の設定を受ける者の方から耕作したいという話をもらって、快諾したということ聞いております。設定を受ける者は、申請地の近くに 5 反ほど田を作っており、事務局の説明のとおり何ら問題はないと思っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 7 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

19 ページをお開きください。報告第 7 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 3 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。土地の所在が、西郷田代字内ノ元、田 3 筆、1,925 m²です。農地法第 3 条で、平成 28 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの賃貸借契約が成されておりましたが、令和 3 年 5 月 14 日をもって、合意解約が成立したことを報告いたします。合意解約の経緯は、期間満了によるものであります。本件の合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届出を受理いたしました。以上です。

議長

報告について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 3 年第 5 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

